

可搬式の酸素濃度計測器及びガス検知器に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 GF 編及び R 編

改正理由

IACS 統一規則(UR) F7(Rev.2)では、全ての油タンカーに可搬式の酸素濃度計測器とガス検知器をそれぞれ 2 個備えることが規定されている。加えて、イナートガス装置を備える場合には、イナートガス雰囲気下で計測できる可搬式ガス検知器を 2 個備える旨も規定されており、本会は同統一規則を既に本会規則に取入れている。

同 UR では、酸素濃度と可燃性蒸気の両方を計測できる機器について言及されておらず、また、ガス検知器の性能に関する要求が不明確であった。このため、IACS では同 UR の見直しを行い、2020 年 6 月に UR F7(Rev.3)として採択した。

今般、IACS UR F7(Rev.3)に基づき、関連規定を改める。また、鋼船規則等の総合見直しの一環として、イナートガス装置を備える船舶に要求される可搬式ガス検知器と、日本籍船舶の低引火点燃料船に備えるガス検知器の要件について、それぞれ UR F7 と国内法令に整合するよう関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 油タンカー及びイナートガス装置を備える船舶に要求される、可搬式の可燃性ガス検知器の性能に関する要件を明記した。
- (2) 油タンカーに要求される可搬式の可燃性ガス検知器と、イナートガス装置を備える船舶に要求される可搬式の可燃性ガス検知器の兼用に関する規定を鋼船規則検査要領 R 編 R4 から同 R35 へ移設し、要件を改めた。
- (3) イナートガス装置を備える船舶に要求される可搬式ガス検知器の規定において、酸素濃度に関する要件を UR F7 に整合するよう改めた。
- (4) 日本籍船舶の低引火点燃料船に備えるガス検知器は、国土交通省による予備検査の合格品又は型式承認品とする旨規定した。

改正条項

鋼船規則 R 編 4.5.7, 35.2.2

鋼船規則検査要領 GF 編 GF15.8.5

鋼船規則検査要領 R 編 R4.5.7, R35.2.2